

		被相続人に関する書類	相続人（受遺者）に関する書類
①	遺言書がある (法定相続人に相続させる場合)	遺言書 * 被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本 被相続人の住民票除票 **	取得する相続人の現在戸籍謄本 *** 取得する相続人の住民票
②	遺言書がある (法定相続人以外に遺贈する場合)	【遺言執行者あり】（登記義務者は遺言執行者） 遺言書 * 被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本 被相続人の住民票除票 ** 不動産の権利証（または登記識別情報） 遺言執行者の印鑑証明書（発行3カ月以内）	受遺者（取得する人）の住民票
		【遺言執行者なし】（登記義務者は相続人全員） 遺言書 * 被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本 被相続人の住民票除票 ** 不動産の権利証（または登記識別情報）	受遺者（取得する人）の住民票 相続人全員の印鑑証明書（発行3カ月以内） 相続人全員の現在戸籍謄本 ***
③	法定相続分に従った相続	被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本 被相続人の住民票除票 **	相続人全員の現在戸籍謄本 *** 相続人全員の住民票
④	遺産分割協議による相続	被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本 被相続人の住民票除票 **	遺産分割協議書（相続人全員の署名・押印） 相続人全員の印鑑証明書 相続人全員の現在戸籍謄本 *** 取得する相続人の住民票

\* 公正証書遺言以外は家庭裁判所での検認が必要です。

\*\* 被相続人の最後の住所地のわかるもので、本籍地入りのもの。戸籍の附票でも可。

\*\*\* 相続人の現在戸籍は、被相続人の死亡後に発行されたものがが必要です。

\*\*\*\* すべての相続登記において、登録免許税の計算のため、最新年度の不動産固定資産評価証明書が必要です。